

# 武庫川水系河川整備計画原案についての意見書（答申書）＜要約版＞

## 1. はじめに

整備計画の審議を終了するにあたり、修正・加筆された「原案の改訂版」について、原案審議の過程で確認された事項等を列挙するとともに、10年におよんだ武庫川づくりの新しい流れを「武庫川モデル」として再確認し、今後の河川行政に生かされていくことを期待して、委員会の意見を答申書としてまとめた。

### (1) ゼロベースの計画検討から10年、新しい川づくりのスタート

総合的な治水対策をゼロベースから検討することに兵庫県が踏み切った2000年9月からちょうど10年目。今回の整備計画に対する答申を経て、武庫川における「新しい川づくり」はようやくスタートする。

### (2) 新規ダム建設に依存しない新しい治水計画への評価

武庫川ダム計画は姿を消し、ダムに頼らない新しい治水計画となった。新しい治水のあり方を河川管理者自らが決断し、計画の基本に盛り込んだことは高く評価したい。

### (3) 地方分権時代の新しい川づくりのモデルめざして

総合的な治水の視点から治水、利水、環境、そしてまちづくりをも視野においた流域管理を進めていくには、直轄河川では、国の“縦割り行政”の壁に阻まれて支障が多く、都道府県知事が管理する方が進めやすいことも再認識した。

## 2. 原案の修正・加筆に関わる協議プロセスと改訂版の位置づけ

8次におよぶ原案の修正は、「より良い整備計画づくりをめざす」という共通の思いによってブラッシュアップしてきたもので、流域委員会という場を通じて流域住民と委員会、河川管理者が「参画と協働のプロセスの成果」として共有できるものといえる。計画は、策定のプロセスを含めて「武庫川モデル」として県内はじめ全国に反映されていくことを期待する。

## 3. 原案改訂版についての評価と確認事項について

### (1) 河川整備の考え方の大転換と超過洪水への対応を含む「政策目標」の明記

河川整備計画としては従来にない画期的な意義を持つものになった。第一に、「想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することをめざす」と明示。第二に、「河川から洪水があふれ出る可能性に対する備え」も明記した。河川管理者が超過洪水に対する施策についても「成果」を目標として示したことは、画期的といえる。

### (2) 流域全体における総合的な治水への取り組み

武庫川をモデルにして、総合治水および流域圏づくりを今後県内に広げていくには、武庫川だけを対象にした「要綱」では不十分である。庁内横断的、自治体横断的、県民参加で推進していくためには、根拠法令が必要になる。こうした姿勢と課題をより一層明確にし、武庫川の整備基本方針や整備計画の中身を県内に広げていくためにも、条例の制定が不可欠となる。兵庫県の「総合治水宣言」をより一層確かなものにしていくためにも、ぜひ検討を進めていただきたい。

### (3) 新規ダムに依存する既存計画から流域委員会提言に沿った新たなダムに依存しない計画へ

「今次整備計画段階では新規ダムなしでの治水は可能」とする流域委員会提言に沿った英断を河川管理者が下したものとして、高く評価できる。とくに、新規ダムは社会的な合意が得られないうえに、完成するまでに十数年の時間を要し整備効果を早期に発揮できないことを明確にしたことは重要な視点である。10年間の武庫川づくりの議論の根底にあった「新規ダム以外の対策を十二分に検討して、ほかに選択肢がない場合の対策として検討する」という視点を今後とも大事にしていかなばならない。

### (4) 河道断面の拡大と堤防強化を中心とした河道対策を治水対策の最重点課題へ

河川環境への影響をもたらさないような歯止めや対策も盛り込んで、河道掘削を中心とした河川対策に

ついて合意することができた。堤防強化についても、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、巻堤などによる越水時の裏法面の侵食対策について検討し、可能なものから実施することを明記した。あわせて、下流部の松など樹木の伐採、河川景観の変化等についても、慎重に対応することを確認した。

#### (5)流域対策を初めて明確に位置づけたこととその限界

流域対策は、総合的な治水に取り組むうえでその象徴ともなり、流域住民や事業者、自治体が川づくりに関心を持ちそれぞれの持つ役割を生かしながら治水を担える重要な分野でもある。対策の取り組みや拡大に一定の限界を示しながらも、整備計画に初めて位置づけられたことは、大きな意義を持つ。流域の広範囲な連携と協働が広まる中で、流域対策が本格的に始動するのを期待したい。

#### (6)超過洪水対策と減災対策

従来は簡単な記述にすぎなかった危機管理対策が「減災対策」として整備計画に取りまとめられたことは、大きな意義がある。減災対策推進の検討項目と浸水被害の拡大を防止するための具体策は、流域市と住民が直ちに取り組みを始める行動計画であり、その際のマニュアルとなる。

#### (7)武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則について

全国でも初めての取り組みである「生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」については、基本方針に掲げた考え方をより具体の整備計画に即してその実現を図ることを明記した。天然アユを武庫川のシンボルフィッシュとして位置づけ、天然アユが遡上する川づくりをめざすことも明記した。

#### (8)適正な水利用、流水の正常な機能の維持と健全な水循環の確保について

流域の水循環を把握することや地下水の涵養と保全は、河川の流量確保に寄与する要素の一つであることなどから「健全な水循環の確保」に貢献するということが計画に盛り込まれた。

#### (9)まちづくりと一体となった川づくり

土地利用の規制・誘導を含むまちづくりと川づくりを一体化して取り扱う。高度に市街化した氾濫想定域を持つ武庫川においては、すでに河川のみによる川づくりが限界にきている。武庫川を地域資産として活用した積極的な流域のまちづくり推進が求められている。

#### (10)計画進行のあらゆる段階で「参画と協働」「点検・評価」のサイクルを貫く

流域連携では武庫川づくりに関わる主体を 住民と住民団体 NPO 事業者 大学等の研究機関 流域市 県(河川管理者) の6つと規定し、これらが適切な役割分担のもとに連携しながら取り組むことの重要性を確認した。フォローアップ委員会とともに走りながら進行管理の手法を磨き、PDCAサイクルの導入自体が「参画と協働」によって磨かれていくことを期待したい。

### 4. 今次計画期間中に継続検討すべき課題の設定と位置づけについて

継続検討していく事項が「先導的な施策の実施にあたって検討が必要な事項」と「長期的な河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要と現時点で考えられる事項」の2つに分類して、計画本文の最後に「付記(検討事項)」として一括記載された。フォローアップの仕組みとともに新しい川づくりの課題についても継続して検討を重ね、後戻りのない展開を期待したい。

### 5. 整備計画推進体制への配慮と注文について

- (1)「武庫川モデル」を兵庫県内の川づくりに広げていくとともに、全国の河川行政に発信していただきたい。そのためにも、知事も参加した「武庫川シンポジウム」を開催することを提案したい。
- (2)資料編を含めた整備計画の関連文書をセットで広く県民に開示し、計画策定の過程で使ってきた膨大な資料を可能なかぎり公開文書として、誰もがいつでも閲覧・入手できる仕組みを整えておくこと。
- (3)フォローアップ委員会のメンバー選考においては、本格始動する流域連携の住民の動きや意見も視野に置き、武庫川に限りなき思いを寄せる素晴らしいメンバー選びがおこなわれることを期待したい。
- (4)流域連携でも武庫川は、これからの川づくりのモデルを提供できる可能性を秘めていることを認識し、県行政としても積極的なアプローチをしていくことを期待したい。(以上)